

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市景観デザイン審査会		
設置目的	佐伯市景観条例に基づき、本市における建築物の建築等、工作物の建設等その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為の景観計画への適合について、調査及び審議を行い、その結果を市長に答申することを目的とする。		
設置根拠等	佐伯市景観条例		
設置年月日	令和2年6月1日	委員数	5人
審議事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前協議に関する事。 2 勧告又は命令に関する事。 3 公表に関する事。 4 景観重要建造物等の現状変更の許可に関する事。 5 景観重要建造物等の原状回復の許可に関する事。 6 景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告に関する事。 7 その他本市の良好な景観の形成に関し必要な事項 		
事務局担当課名	建設部都市計画課 電話番号22-3114 (内線316)		
備考			